

第2章 特定非営利活動法人の設立について

1 NPO 法人の設立要件

NPO 法人を設立するためには、次の要件を満たす必要があります。(法 2②、法 12①)

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること (法 2②)
- イ 営利を目的としないものであること (利益を社員で分配しないこと) (法 2②一)
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (法 2②一イ)
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3分の 1 以下であること (法 2②一ロ)
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと (法 2②二イ・ロ)
- カ 特定の公職者 (候補者を含む) 又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと (法 2②二ハ)
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと (法 12①三)
- ク 10 人以上の社員を有するものであること (法 12①四)

① 目的要件

イ 特定非営利活動

NPO 法人を設立するためには、第一に、特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体でなければなりません(法 2②)。

特定非営利活動とは、法の別表に掲げる 20 項目の活動のいずれかに該当しなければなりません。この 20 項目の活動は、限定列挙規定であるため、これら活動の複数にまたがることは構いませんが、このいずれにも該当しない場合は、法人格が付与されません。

(別表：法 2 関係)

1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

ロ 不特定多数の利益の増進

活動が不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とすることが必要です(法 2①)。

さらに、NPO 法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行っては

なりません(法3①)。

また、NPO法人は、これを特定の政党のために利用してはなりません(法3②)。

② 非営利の要件

NPO法人は、営利を目的としないものであることが必要です(法2②一)。

「営利を目的としない(非営利)」とは、余剰利益を構成員(役員、社員)に分配することを目的としないこと、つまり非配当の原則をいいます。これは、「収益事業」を行うことを否定するものではなく、その利益の分配を目的とすることを禁じるものです。

このため、NPO法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができ、この場合において、利益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないとされています(法5①)。

なお、この場合、その他の事業に関する会計は、当該NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません(法5②)。

③ 社員資格の要件

社員資格の得喪に不当な条件を付さないことが要求されます(法2②一イ)。

法の目的は、第1条にあるとおり「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展」の促進にあります。従って、法人への加入・脱退は、市民の自由な意思によって可能であることが必要です。

④ 役員要件

役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であることが必要です(法2②一ロ)。

⑤ 宗教・政治活動等の制限

その行う活動が次のいずれにも該当する団体でなければなりません(法2②二)。

- ・「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと」(同号イ)
- ・「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと」(同号ロ)
- ・「特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと」(同号ハ)

⑥ 暴力団の排除

「暴力団でないこと、暴力団の統制下にある団体でないこと、暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと」が要件とされます(法第12①三)。暴力団などの組織が、この法人制度を悪用して、特定非営利活動を装ってその組織を維持・拡大することを防ぐために設けられた要件です。

⑦ 社員数の要件

10人以上の社員を有することが必要です(法12①四)。

ここでいう社員とは、総会で表決権を有する社員のことです。

10人以上という社員数を要件としていますが、この10人以上の社員の中には、役員を含んでも差し支えないとされます。

2 NPO 法人の組織

(1) NPO 法人の役員

① 役員を選任

「NPO 法人には、役員として、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければならない」（法 15）とされます。この規定によって、NPO 法人は、その規模の大小にかかわらず、3 人以上の理事、1 人以上の監事を必ず設置しなければなりません。

また、監事は、理事又は NPO 法人の職員を兼ねることはできません（法 19）。

さらに、定款で役員に関する事項・設立当初の役員を定めなければなりません（法 11①六、法 11②）。

② 役員任期

役員任期は、2 年以内において定款で定める期間とされます。ただし、再任も可能です（法 24①）。また、定款で役員を社員総会で選任することとしている NPO 法人は、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができます（法 24②）。

③ 理事の権限

NPO 法人においては、理事は必置機関と定められています（法 15）。

そして、「理事はすべて NPO 法人の業務について、NPO 法人を代表」し（法 16）、その代表権の範囲は、原則として法人の一切の事務におよび、また各自が単独でその NPO 法人を代表することを原則としています。

なお、この場合であっても、法人の内部的な事務の執行については、定款で特別の定めがないときは、理事の過半数で決定することになります（法 17）。しかし、これはあくまで法人内部に関することであって、対外的な代表権とは異なります。なお、この代表権は、定款で制限することができます（法 16）。

④ 監事の職務と権限

NPO 法人における監事は、最低 1 人以上置かなければならない重要な機関です（法 15）。

監事の役割は、NPO 法人の理事による業務執行や財産状況を監査し、社員総会又は笠松町長に報告し、必要に応じて理事に意見を述べることによって、NPO 法人の業務の適正化を図るものです。

また、監事は理事やその NPO 法人の職員を兼ねることは禁止されており、給与の支給はできません（役員報酬と給与は別です）（法 19）。

監事の職務内容については、法第 18 条で定められています。

a) 理事の業務執行状況の監査（法 18 一）

理事が行う業務執行について、その内容が定款の活動目的に合致しているか、各種手続きが適正に行われているか、決定された内容が適正に執行されているかなどを監査することです。これを行うためには、理事会への出席、各種書類の閲覧、理事からの報告徴収などが必要となります。

b) 財産状況の監査（法 18 二）

毎事業年度末の財産目録、貸借対照表及び活動計算書などの決算書類の監査です。これらの決算書類が、実際の業務執行状況と合致しているかを検査するものであり、会計簿やその証拠書類などを検査します。

c) 社員総会・笠松町長への報告（法 18 三）

これは、業務執行状況及び財産状況を監査した結果、業務・財産に関して、不正の行為があることを発見した場合、または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを社員総

会又は笠松町長へ報告することです。

d) 社員総会の招集(法 18 四)

前記 c) の社員総会の報告にあたって、監事に社員総会の招集権を与え、社員総会で報告できるようにしたものです。

e) 理事への意見(法 18 五)

理事の業務執行の状況や財産の状況について、監事の立場から広く理事に意見を述べるができるようになったものです。

⑤ 役員の欠格事由

次のいずれかに該当する者は、NPO 法人の役員になることができません。

a) 成年被後見人・被保佐人(法 20 一)

「成年被後見人」とは、精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者として、また、「被保佐人」とは精神上の障がいにより事理を弁識する能力が著しく不十分な者として家庭裁判所により後見開始または保佐開始の審判を受けた者をいいます(民法 7 条・11 条)。

b) 破産者で復権を得ないもの(法 20 二)

「破産者で復権を得ないもの」とは、債務者であって、破産法の規定により破産手続開始の決定がされているものであり、同法による復権を得ていない者を指します。

c) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者(法 20 三)

「禁錮以上の刑に処せられた者」とは、死刑・懲役・禁錮のいずれかの刑を言渡されたことをいいます。そして、「その執行の終わった日から 2 年を経過しない者」又は「その執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者」が、この欠格事由となります。

d) 次の各法律に違反したことによって、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者(法 20 四)

- ① 特定非営利活動促進法
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(同法第 3 2 条の 2 第 7 項の規定を除く)
- ③ 刑法第 2 0 4 条(傷害罪)、同第 2 0 6 条(現場助勢罪)、同第 2 0 8 条(暴行罪)、同第 2 0 8 条の 3 (凶器準備集合罪及び結集罪)、同第 2 2 2 条(脅迫罪)、同第 2 4 7 条(背任罪)
- ④ 暴力行為等処罰に関する法律

e) 暴力団の構成員等(法 20 五)

暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者

f) 特定非営利活動促進法第 4 3 条の規定によって、設立の認証を取り消された NPO 法人の解散当時の役員で、設立認証を取り消された日から 2 年を経過しない者(法 20 六)

これは、笠松町長が NPO 法人の認証を取り消した場合において、その役員については、取り消しの日から 2 年間を欠格事由としたものです。

⑥ 役員親族排除

役員親族についての制限規定が設けられています(法21)。

- ① それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならないこと。
- ② 当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこと。

3親等以内の親族というのは民法第725条で定められている親族の中で民法第726条で定められた親等の計算方法によって計算した範囲の親族をいいます。

⑦ 役員欠員

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません(法22)。

⑧ 役員変更等

役員の名又は住所もしくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えてその旨を笠松町長に届け出なければなりません(法23①)。

また、任期満了と同時に再任された場合を除いて、役員が新たに就任した場合は、その役員欠格事由及び役員親族数の排除規定について違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面のコピー及びその住所又は居所を証する書面を笠松町長に提出しなければなりません(法23②)。

⑨ 役員に対する罰則

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合には、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処されます(法80)。

- ① 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき(法80一)
- ② 法人の成立時の財産目録の作成、備え置きの規定(法14)に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80二)
- ③ 所轄庁への役員変更等の届出(法23①)、定款変更の届出(法25)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法80三)
- ④ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)の備え置きの規定(法28①②)に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80四)
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出(法25⑦)、事業報告書等の提出(法29)の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき(法80五)
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定(法31の3②、法31の12①)の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき(法80六)
- ⑦ NPO法人が、貸借対照表の公告(法28の2①)の規定に違反して、又は、清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等(法31の10①)及び破産手続き開始の申立てに関する公告(法31の1①)の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき(法80七)
- ⑧ NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定(法35①)に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80八)
- ⑨ NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異義に対する弁済等の規定(法35②、36②)に違反したとき(法80九)
- ⑩ NPO法人が所轄庁の求める業務若しくは財産の状況に関する報告(法41①、法64①②)をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法80十)

(2) 社員総会について

① 社員総会に関する規定

総会の権限について法第14条の5では、定款で役員に委任したもの以外は、総会の決議によって行うとされています。NPO法人では、定款で会議に関する事項が絶対的記載事項となっており、その定め方によって総会の権限も異なってきます。

NPO法人について、社員総会の決議が絶対的に必要な事項は、定款の変更、解散及び他のNPO法人との合併です(法25①、法31、法34①)。

また、理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます。(法14の9)

② 総会の招集

a) 総会の種類と回数

少なくとも年1回通常総会を開く必要があります(法14の2)。

また、理事が必要と認めた場合や原則として総社員の5分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合は、臨時総会を開くことになります(法14の3)。

b) 招集手続

招集通知は、少なくとも5日前にその会議の目的事項を示して、定款に定めた方法によって行う必要があります(法14の4)。

c) 決議事項

定款で特に定めた事項以外は、あらかじめ通知した会議の事項についてのみ決議ができるとされます(法14の6)。

d) 社員の表決権

各社員の表決権は平等でなければなりません。また、社員総会に出席しない社員は、書面又は代理人によって表決することができます。(法14の7)

なお、書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を定款で定めることができます。(電磁的方法とは、例えば電子メールによる方法がこれに該当します。)

e) 招集

招集権者は、原則として理事です。総会の招集は、NPO法人の業務にあたりますので、定款で特別の定めがないときは、理事の過半数をもって決定します(法17)。

監事が監査した結果、法人の業務又は財産の状況に関し不正の行為、または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見し、社員総会に報告する必要がある場合には、監事も社員総会を招集することができます(法18①四)。

3 設立の認証のための申請手続

(1) 認証の申請

イ NPO 法人を設立するためには、岐阜県の条例で定めるところにより、次の①～⑩の書類を添付した申請書を笠松町長に提出し、設立の認証を受ける必要があります（法10①）。

提出書類	部数	参照ページ
設立認証申請書	1	15
① 定款	2	16～28
② 役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2	29
③ 就任承諾及び誓約書の謄本	1	30
④ 役員の住所又は居所を証する書面（申請の日6月以内に作成された住民票等*） *氏名・住所・役所の証明印、証明年月日の記載があればよく、本籍地の記載等は必要ありません。 *役員になられる方だけの記載でよく、家族全員の記載は必要ありません。 *外国語で作成されているときは、その訳文を添付すること。	1	—
④ 社員のうち10人以上の者の名簿	1	31
⑤ 確認書	1	32
⑥ 設立趣旨書	2	33
⑦ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	1	34
⑧ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	35、36
⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	37

※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類（軽微なものに限ります）

補正書	38
-----	----

ロ 笠松町長は、認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次の①及び②に掲げる事項を公告又は公表するとともに、上記①、②、⑦、⑨、⑩の書類は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供する必要があります（法10②）。

(公告又は公表事項)

① 申請のあった年月日

② 申請に係る NPO 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

ハ 提出書類に不備があるときは、その不備が岐阜県の条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から1週間に満たない場合に限りです。）（法10③）。

（注）軽微なもの例としては、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものなどが挙げられます。

(2) 認証又は不認証の決定

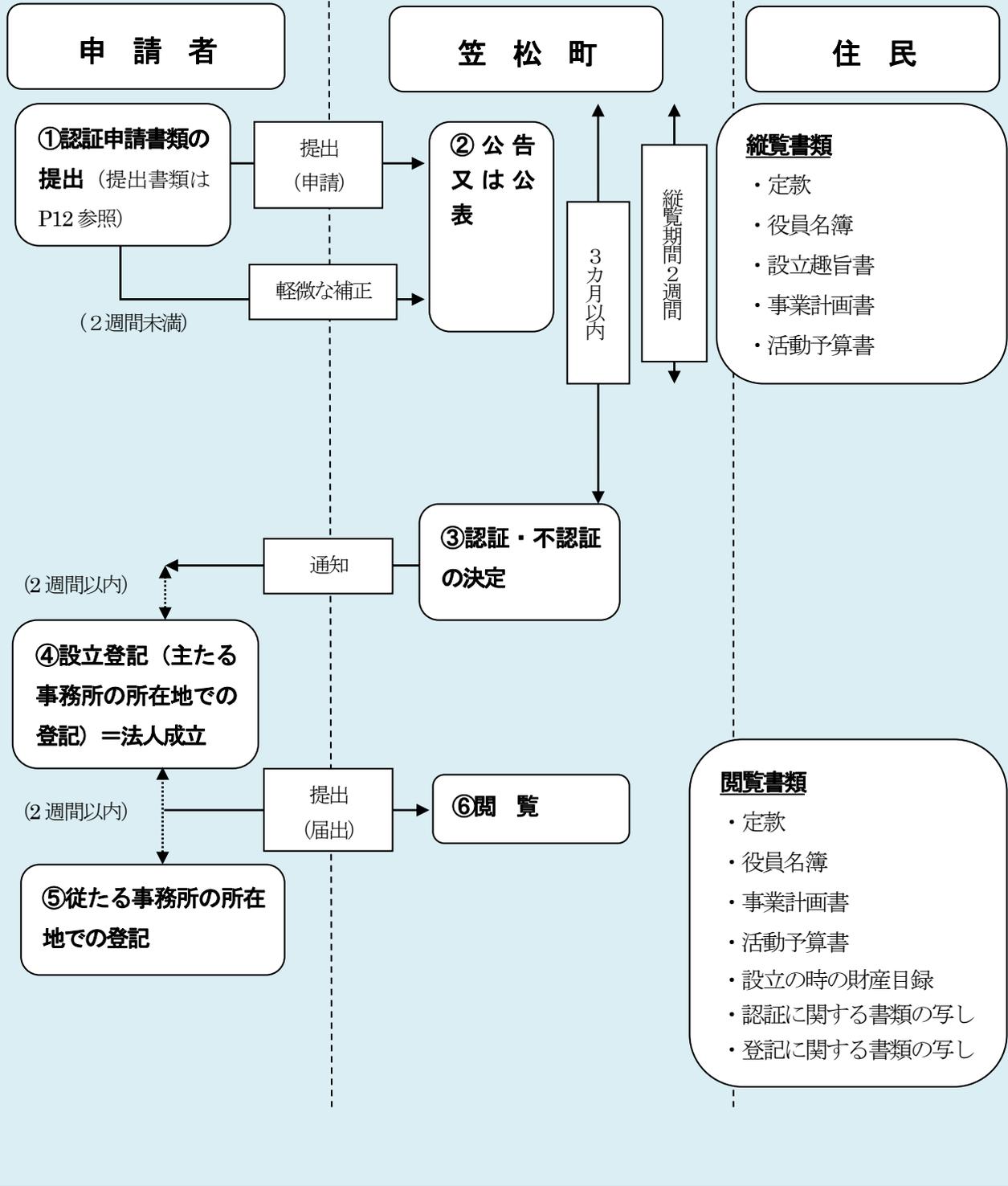
笠松町長は、正当な理由がない限り、申請書を受理した日から3カ月以内に認証又は不認証の決定を行い、書面により通知します。（法12②③）。

(3) 法人設立登記後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します（法13①）。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります（組登令2①）。また、従たる事務所が、主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外にある場合は、従たる事務所の所在地において、設立の登記の日から2週間以内に、従たる事務所の所在地の登記をする必要があります（組登令11）。

NPO法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及びNPO法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を笠松町長に届け出なければなりません（法13②）。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6カ月を経過しても登記をしないときは、笠松町長が認証を取り消すことがあります（法13③）。

《参考》設立の認証申請から登記完了の届出までのフロー



設立認証申請書

申請書の提出年月日を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 笠松町長

住民票の記載と完全に一致させる

申請者 住所又は居所

.....

氏名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇 — 〇〇〇 — 〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を申請します。

記

定款の記載と完全に一致させる

1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

名称の登記には、日本文字、ローマ字、アラビア数字の他、符号として、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「・」を用いることができる
なお、括弧やカギ括弧等は用いることができない

2 代表者の氏名 〇〇〇〇

理事(理事長)の氏名を記載する
監事の氏名を記載してはならない

3 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡笠松町〇〇

町名及び番地まで記載

4 定款に記載された目的

この法人は、〇〇〇〇に対して〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。

定款の記載と完全に一致させる

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 定款 2部
- (2) 役員名簿 (役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。) 2部
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1部
- (4) 各役員の名又は住所を証する書面 (申請の前日6月以内に作成されたもの) 1部
- (5) 上記(4)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1部
- (6) 社員のうち10人以上の者の名及び住所又は居所 (法人にあつては、名称、代表者の名及び主たる事務所の所在地) を記載した書面 1部
- (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (8) 設立趣旨書 2部
- (9) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 1部
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2部

定款について

定款は、法人の基本的なルールを定めた根本規則です。NPO法人は、定款を作成するとともに、笠松町長に提出し、一般に閲覧することが義務づけられています。定款に定めた事項は、法的な効力を持ち、違反した場合は、笠松町長の監督の対象となります。

定款の記載事項としては、一般的に、①絶対に記載すべき事項(絶対的記載事項)、②相対的に記載できる事項(相対的記載事項)、③任意で記載できる事項(任意的記載事項)があります。

① 絶対的記載事項

絶対的記載事項は、定款に必ず記載しなければならないとして、法で定められている事項です。その記載を欠くか、その記載が違法であるときは、定款自体無効となり、法人の設立が認証されません。

ア 法第11条第1項各号で定める事項

- 1) 目的
- 2) 名称
- 3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 4) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
- 5) 社員の資格の得喪に関する事項
- 6) 役員に関する事項
- 7) 会議に関する事項
- 8) 資産に関する事項
- 9) 会計に関する事項
- 10) 事業年度
- 11) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 12) 解散に関する事項
- 13) 定款の変更に関する事項
- 14) 公告の方法

イ その他法で定める事項

- 1) 設立当初の役員(法第11条第2項)
- 2) 役員任期(法第24条)
- 3) 定款の変更のための議決方法(法第25条第1項)
- 4) 総会の招集方法(法第14条の4)

② 相対的記載事項

相対的記載事項は、定款で定めれば、法律よりも定款のその事項が優先されるような事項です。定款に記載を欠いても、定款自体の有効、無効には関係ありませんが、定款に記載しておかなければ、その事項について効力は生じません。

相対的記載事項の中には重要なものが多くあります。例えば、総会の特別多数要件の変更、理事会の決定における過半数要件の変更などです。これらは、定款で定めておかないと、法人の事務が硬直化したり、運営に大変な手間がかかってしまう場合もあります。法人に適した内容を定款で定めて下さい。

相対的記載事項としては、以下のとおりです。

- 1) 理事の代表権(法第 16 条)
- 2) 理事による業務の決定の方法(法第 17 条)
- 3) 定款の変更に係る特別多数要件の変更(法第 25 条第 2 項)
- 4) 社員による臨時総会の開催の請求に必要な社員(法第 14 条の 3 第 2 項)
- 5) 理事その他の役員に委任される法人の事務(法第 14 条の 5)
- 6) 総会の決議事項の事前通知の原則の例外規定(法第 14 条の 6)
- 7) 各社員の表決権の平等に関する特別な定め(法第 14 条の 7 第 1 項)
- 8) 総会に関して社員の書面による表決及び代理人を出席させることができる権限に関する特別な定め(法第 14 条の 7 第 2 項)
- 9) 電磁的方法による表決(法第 14 条の 7 第 3 項)
- 10) 「社員総会の決議」、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」、「社員の欠亡」、「合併」、「破産手続開始の決定」、「法第 43 条の規定による設立の認証の取消」以外の解散事由(法第 31 条第 1 項第 2 号)
- 11) 残余財産の帰属先(法第 32 条第 1 項)
- 12) 合併を決定する際の社員総会の議決における特別多数要件の変更(法第 34 条第 2 項)
- 13) 解散の決議に関する特別多数要件の変更(法第 31 条の 2)
- 14) 破産手続開始の決定の場合を除く解散の場合に、理事以外を清算人に選任する規定(法第 31 条の 5)

③ 任意的記載事項

任意的記載事項は、定款に記載を欠いても、定款自体の有効、無効とは関係なく、また定款に記載しておかなければ、その事項について効力が生じなくなるわけではありませんが、便宜上等の理由により記載する事項です。

ただし、任意的記載事項といえども定款に記載された以上は、絶対的記載事項等と同じ効力となります。任意的記載事項としては、次のようなものがあります。

- 1) 社員その他の会員に関する規定
- 2) 役員の種類、職務、報酬、選任
- 3) 会議の種別、構成、議長、定足数、議決、議事録など
- 4) 財産の構成、財産の管理、事業計画、予算など
- 5) 事務局の設置、備え付け書類
- 6) 委任 など

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県羽島郡笠松町〇〇に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)
- (2)
- ⋮

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 〇〇〇〇〇事業
 - ② 〇〇〇〇〇事業
 - ⋮
- (2) その他の事業
 - ① △△△△△事業
 - ② △△△△△事業
 - ⋮

<第 条>と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項である。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項である。

<第1条>…必要的記載事項(法11①二)

<第2条>…必要的記載事項(法11①四)

注:「主たる事務所」と「その他の事務所(=従たる事務所)」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は任意的記載事項である。

<第3条>…必要的記載事項(法11①一)

注: 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果(どのような意味で社会の利益につながるのか)や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

<第4条>…必要的記載事項(法11①三)

注: 法第2条第1項の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する(複数の種類の選択も可能)。

<第5条>…必要的記載事項(法11①三及び十一)

参考: 法5

注1: 第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2: 「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注3: 「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- ⋮

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考：第2項…法5①

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②一イ

<第6条>

注1：ここでいう「社員」とは、団体の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法2②一イ）

<第8条>

注1：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

注2：総会又は理事会の権能と整合性をとること（定款第23条及び第32条を参照）

<第9条>

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇人
- (2) 監事 〇〇人

2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事

<第10条>

注：退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第12条>

注：非営利の原則に基づく規定であり、活動で得た利益や財産を構成員に分配や還元することはできない。

<第4章>…役員に関する事項は必要的記載事項（法11①六）

<第13条>

注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない（法15）。

注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「〇〇人以上〇〇人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第14条>

注1：第1項…総会以外で役員を選任することも可能。

注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる（法21）。

参考：第4項…法19

<第15条>

注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」、「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。（法16）。

注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注3：理事の代表権を制限し、代表権を持つ者（理事長等）と法人が不動産質

実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

貸など契約を締結する場合、利益相反行為となるため注意が必要(法第16条及び17条の4)

注4: 第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考: 第5項…法18

注5: 監事は代表権を有しない。

<第16条>

注1: 第1項…必要的記載事項(法24①(役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。))

注2: 第2項…法人運営の円滑化を図るため、第14条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期延長規定を置くことができる。

注3: 第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を延長することはできない。

<第17条>

参考: 法22

<第18条>

注1: 役員解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

注2: 総会又は理事会の権能と整合性をとること(定款第23条及び第32条を参照)

<第19条>

参考: 第1項…法2②一口

注: 第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項(法11①七)

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたと

<第21条>

参考：法14の2及び法14の3

<第23条>

注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項（法14の5）。

なお、法定の総会議決事項（定款変更、解散及び合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる（第32条参照）。

<第24条>

注1：第1項…少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある（法14の2）。

参考：第2項第1号…法14の3①

注2：第2項第2号…社員総数の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能（法14の3②）

<第25条>

注：第3項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日から5日前までに行われなければならない（法14の4）。

なお、電子メールでの通知を行う場合は「書面又は電磁的方法をもって」等と規定する（電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法（法規1））。

<第27条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である（法25②）。

<第28条>

参考：第1項…法14の6

注：第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能と

きは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

する規定を置くこともできる(法14の9①)。

<第29条>

参考：第1項及び第2項…法14の7

<第30条>

注：第1項第2号…電磁的方法による表決を定めている場合は、書面表決者だけでなく電磁的方法による表決者の数も付記する旨の記載が必要

注：第2項…署名の場合：氏名は本人の自筆、記名の場合：活字も可能。

注：第3項…書面以外に電磁的記録(法規2)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法14の9①)

<第6章>…会議に関する事項は必要的記載事項(法11①七)

<第32条>

注：総会の権能と整合性をとる(第23条参照)。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

<第36条>

参考：第2項…法17

<第37条>

注：第2項…書面による表決以外に電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる。

<第38条>

注：第1項第2号…電磁的方法による表決を定めている場合は、書面表決者だけでなく電磁的方法による表決者の数も付記する旨の記載が必要

<第7章>…必要的記載事項(法11①八及び九)

<第39条>

注1：資産がない場合も規定は必要

注2：資産の総額(正味財産=資産-負債)は登記が必要。毎事業年度末の正味財産(負債の場合も含む。)は変動するため、毎年登記の変更が必要(正味財産が変わらなければ登記は不要)。

<第40条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項 (役員の数に関する事項を除く。)

<第 41 条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第 42 条>

注：「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第 43 条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない (法 5②)。

<第 44 条>

注：総会又は理事会の権限と整合性をとること (定款第 23 条及び第 32 条を参照)。

<第 44 条～第 46 条及び第 49 条>

注：平成 15 年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている (法 27 一)。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

<第 48 条>…必要的記載事項 (法 11①十)

<第 49 条>

注：総会又は理事会の権限と整合性をとること (定款第 23 条及び第 32 条を参照)。

<第 8 章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項 (法 11①十二及び十三)

<第 50 条>

参考：法 25

注 1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した社員の 4 分の 3 以上の議決が必要となる。

注 2：法 25③に規定する以外の事項は、事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの) (第 2 条参照)、役員の数に関する事項 (第 13 条参照)、資産に関する事項 (第 7 章参照)、会計に関する事項 (第 7 章参照)、事業年度 (第

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)

⋮

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

48条参照)、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（第8章参照）、公告の方法（第9章参照）をいう。

<第51条>

参考：第1項…法31①

第1号…法31①一

第2号…法31①三

第3号…法31①四

第4号…法31①五

第5号…法31①六

第6号…法31①七

第7号以下…法31①二（定款で定めた解散事由の発生）

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる（法31の2）。

参考：第3項…法31②

<第52条>

参考：法11③、法32

注1：【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない（法11③）。

注2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる（法32②③）。

<第53条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要（法第34条）。

<第9章>…必要的記載事項（法11①十四）

<第54条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2：法人は、前年度の貸借対照表の作

第10章 雑則
(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成【 】年【 】月【 】日までとする。

成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある(法28の2)。

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞	岐阜県において発行する〇〇新聞
③電子公告	この法人のホームページ 内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場(に掲示)

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、①か②のいずれかを定めることができる(法28の2③)

注3：定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法31の10④)

⑩清算人が清算法人について破産手続開始の申立てを行った旨の公告(法31の12④)

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第1項・H28法改正で新設された、貸借対照表の公告に関する規定(法28の2①)の施行の日前に法人を設立する場合は、例えば、「1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。ただし、第54条ただし書の規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。」と記載する。

注3：第2項・…必要的記載事項(法11②)役員名簿の記載内容と一致させる。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成【 】年【 】月【 】日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員入会金 〇〇〇円
正会員会費 □□□円（1年間分）
 - (2) 賛助会員入会金 △△△円
賛助会員会費 ▽▽▽円（1年間分）

注4：第2項・役員の氏名は住民票の記載と一致させる。

注5：第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておく、法人運営に支障をきたすおそれが少ない(第16条注2参照)。

注6 第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

作成例

役員名簿

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	〇〇〇〇	無
副理事長	□□□□	無
理事	△△△△ ⋮ ⋮	有 ⋮
監事	▽▽▽▽ ⋮ ⋮	無 ⋮

- ・氏名、住所又は居所は、住民票と完全に一致させる(旧字体も住民票記載どおり)
- ・役員は個人に限定されており、法人や団体は就任できない

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、役員の住所又は居所を証する書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

作成例

役員ごとのコピーを提出する
原本は申請者が保管する

設立総会の開催日又はそれ以降の就任を
承諾した日(任期初日の前日まで)を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

・住所又は居所、氏名は、住民票と完全に
一致させる(旧字体も住民票記載どおり)
・署名又は記名のどちらでもよい

監事の場合は監事と記載

住所又は居所

氏名 〇〇〇〇

印

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

(備考)

「氏名」、「住所又は居所」の欄には、役員の住所又は居所を証する書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の2[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

作成例

社員のうち10人以上の者の名簿

社員とは、NPO法人の構成員の意味であり、総会で表決権を持つ者のこと
役員が社員である場合は、役員を記載してもよい

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏名	住所又は居所
〇〇〇〇
△△△△
⋮	⋮

団体会員の場合は、氏名欄に「団体名」、「代表者の肩書」、「代表者名」を記載し、住所又は居所は団体の主たる事務所の所在地を記載

(備考)

- 1 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載する。
- 2 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

作成例

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、平成【 】年【 】月【 】日に開催された設立総会において確認しました。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会の開催日又はそれ以降の申請の日までを記載

住所又は居所、氏名は住民票のとおり記載

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所

.....

氏名 〇〇〇〇

印

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

設立趣旨書

1 趣旨

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
 - ・ 任意団体としての取り組みや活動実績
 - ・ 法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由
 - ・ 法人格が必要となった理由
 - ・ 法人としての今後の取り組み
- 等

2 申請に至るまでの経過

- ・ 法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容)
 - ・ 経緯を時系列的に記載するとわかりやすい
 - 年○月 任意団体を設立
 - 年○月 ○○活動を実施
 - 年○月 特定非営利活動法人に向けて勉強会を開催
 - 年○月 設立総会を開催
- 等

設立総会の開催日又はそれ以降の申請の日までを記載

○○年○○月○○日

住所又は居所、氏名は住民票のとおり記載

特定非営利活動法人○○○○

設立代表者 住所又は居所

.....

氏名 ○○○○

印

翌事業年度分は以下のように記載
平成〇〇年度の事業計画書
〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

定款附則の「設立当初の事業年度」の
期間と一致させる

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針 **当該年度の事業についてどのように実施するかを記載**

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

実施する予定の事業は、
(A)から (E)までの事項をも
れなく記載

活動予算書で事業費を事業別
に区分している場合に記載す
る。区分していない場合は、任
意の記載事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①環境美化を 目的として 清掃を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清 掃を行う。	(A) 年2回(5月と1 0月に行う。) (B) 地域の通学路や 駅周辺 (C) 20人	(D) 通学路や駅 を利用する 市民 (E) 不特定多数	500
②活動支援を 目的として 助言を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を 行う活動の実施を検討してい る他の団体を支援するため、電 子メールの利用による助言窓 口を開設する。 ・本年度は、来年度の開設に向 けた開設準備委員会を発足さ せる。	・本事業年度は、実 施予定なし。	—	—
③自然環境の 保護に関す る講演会を 開催する事 業	・大学、行政、他の特定非営利活 動法人に所属し、自然環境の保 護に関する研究や実務に携わ っている方々を招き、講演会を 開催する。	(A) 年1回(1月に開 催する。) (B) 中央公民館 (C) 8人	(D) 自然環境の 保護に関心 がある市民 (E) 50人	600

活動予算書の「事業費合計」
と事業計画書の「全体の合
計額」を一致させる

その他の事業を行う場合のみ記載する
 特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の
 事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施する予定の事業は、
 (A)から (C)までの事項をも
 れなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 会員相互の親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年1回 (12月) (B) ○○会館 (C) 20人	100
② チャリティーコンサートを開催	・自然環境の保護に関するイベントにおいて、チャリティーコンサートを開催する。	・本事業年度は、実施予定なし。	—

記載する場合には、活動予算書の「事業費合計額」と事業計画書の全体の予算額の合計額を一致させる

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

作成例

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致させる
 設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から平成××年×月×日まで
 翌事業年度分については ○年度 活動予算書
 ×年×月×日から×年×月×日までと記載
 特定非営利活動法人○○○○
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	×××	
賛助会員受取会費	×××	
.....	×××	×××
2. 受取寄附金		
受取寄附金	×××	
施設等受入評価益	×××	
.....	×××	×××
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	×××	
.....	×××	×××
4. 事業収益		
○○事業収益	×××	×××
5. その他収益		
受取利息	×××	
雑収益	×××	
.....	×××	×××
経常収益計		×××
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
福利厚生費	×××	
.....	×××	
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
施設等評価費用	×××	
減価償却費	×××	
支払利息	×××	
.....	×××	
その他経費計	×××	
事業費計		×××
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	×××	
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
福利厚生費	×××	
.....	×××	
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
減価償却費	×××	
支払利息	×××	
.....	×××	
その他経費計	×××	
管理費計		×××
経常費用計		×××
当期経常増減額		×××
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		×××
.....		×××
経常外収益計		×××
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		×××
.....		×××
経常外費用計		×××
当期正味財産増減額		×××
設立時正味財産額		×××
次期繰越正味財産額		×××

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 笠松町長

設立申請の補正の場合、設立総会で選出された設立代表者を記載

申請者 住所又は居所
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇

号

氏名 〇〇 〇〇 印
電話番号 〇〇〇 — 〇〇〇 — 〇〇

既にNPO法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地及び代表者名を記載

〇〇

補正書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に申請した、[補正する書類の種類] について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補正の内容

※補正後と補正前の対照表は、以下のように作成する

補正後	補正前
定款 第〇条 〇〇〇〇…	定款 第〇条 〇〇〇〇…
⋮	⋮

2 補正の理由

(備考)

- (1) [補正する書類の種類] には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- (2) 1には、補正する箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- (3) 補正書には、補正後の書類を添付すること。提出部数は笠松町長に確認すること。

4 設立の登記・登記完了届

認証後、主たる事務所の所在地を所管する法務局で設立の登記をすることによって法人として成立します。

この設立の登記は、認証のあった日から2週間以内に行なわれなければなりません。

また、従たる事務所がある場合は、主たる事務所の設立登記をした後、2週間以内に、その所在地において登記をしなければなりません。

なお、主たる事務所の設立登記後、遅滞なく、その登記事項証明書等を添付した届出書を笠松町長に提出しなければなりません。

(1) 設立の登記

ア 設立の登記

特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地を所管する法務局で設立の登記をすることによって成立します。

この登記は、政令(組合等登記令)で定めるところにより、登記することになります。

登記事務の詳細については、所管の法務局にお問い合わせ下さい。

イ 登記事項(組合等登記令第2条)

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 組合等登記令別表の登記事項欄に掲げる事項

「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」「資産の総額」が登記事項となっています。なお、資産の総額については、毎事業年度末日現在の額を、事業年度終了後3か月以内に変更登記する必要があります(組合等登記令第3条第3項)

ウ 添付書類(組合等登記令第16条、商業登記法第19条)

- ① 定款
- ② 代表権を有する者の資格を証する書面
- ③ 笠松町長の発行した認証に関する書類
- ④ 資産の総額を証する書面

(2) 設立登記完了届

主たる事務所の所在地で、設立の登記を完了したときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書等を添付した設立登記完了届出書(第2号様式)を笠松町長に提出しなければなりません(法13②)。

法人設立登記後の届出書類一覧

提出書類	部数	参照ページ
設立登記完了届出書	1	40
登記事項証明書	1	—
登記事項証明書のコピー	1	—
設立の認証に係る定款	1	—
設立の時の財産目録	1	41

設立登記完了届出書

（あて先）笠松町長

〇〇年〇〇月〇〇日

届出書の提出年月日を記載

主たる事務所の所在地

岐阜県羽島郡笠松町〇〇

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 設立の認証に係る定款
- (2) 設立当初の財産目録
- (3) 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

作成例

設立の時の財産目録
平成××年×月×日現在

登記事項証明書に記載
してある法人設立の年
月日を記載

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	×××	
××銀行普通預金	×××	
未収金		
××事業未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	×××	
応接セット	×××	
.....	×××	
歴史的資料	評価せず	
.....	×××	
有形固定資産計	×××	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト	×××	
.....	×××	
無形固定資産計	×××	
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産		
××銀行定期預金	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代	×××	
.....	×××	
預り金		
源泉所得税預り金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
××銀行借入金	×××	
.....	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
正味財産		×××

口座番号の
記載は不要

金銭評価ができない資産に
ついては「評価せず」として
記載できる

正味財産＝資産合計－負債合計